

定 款

社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会

社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会定款

昭和49年11月11日 制定(官政第1211号許可)
昭和51年11月11日一部変更(運政第1092号認可)
昭和58年 5月25日一部変更(官政第 710号認可)
平成 元年 6月22日一部変更(運政第 384号認可)
平成 3年 6月14日一部変更(運政第 351号認可)
平成12年 7月 3日一部変更(運政第 261号認可)
平成18年 6月 1日一部変更(官総第 123号認可)
平成21年 7月 8日一部変更(国官総第107号認可)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本マリーナ・ビーチ協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区におく。

2 本会は、必要に応じて地方に支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、マリーナ及びビーチの整備及び運営に関する調査研究、マリーナ事業及びビーチ事業に関し必要な指導を行う等により、マリーナ及びマリーナ事業並びにビーチ及びビーチ事業の健全な発展を図り、以て健全な海洋性レクリエーションの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マリーナ及びビーチの整備及び運営に関する調査、研究
- (2) マリーナ事業及びビーチ事業の健全な発展を図るための指導
- (3) マリーナ及びビーチの安全かつ円滑な利用を図るための指導及び周知
- (4) マリーナ及びビーチに関する受託調査
- (5) マリーナ及びビーチに関する啓蒙普及
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員の種別等)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員----- マリーナ又はビーチを管理運営する者
- (2) 賛助会員----- 前号に掲げる以外の者で本会の趣旨に賛同したる者

(入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費の納入等)

第7条 会員は、總會において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2 特別な費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

3 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の1に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本会が解散したとき

(退会)

第9条 会員が、退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が、次の1に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。

- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失わせる行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視する行為があったとき
- (3) 著しく会費を滞納したとき

(権利の喪失)

第11条 退会した者又は除名されたものは、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費その他の本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第3章 役員等

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 常務理事 2名以内
- (5) 常任理事 4名以上6名以内
- (6) 理事 15名以上25名以内
(会長、副会長、理事長、常務理事及び常任理事を含む。)
- (7) 監事 2名以内

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外から理事6名以内を選任することができる。

2 会長、副会長、理事長、常務理事及び常任理事は、理事の互選とする。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

4 常務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐して、本会の会務を掌理し、会長、副会長及び理事長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。

5 常任理事は、常任理事会を組織して本会の常務を行う。

6 理事は、理事会を組織して会務を執行する。

7 (1) 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 16 条 役員が、次の各号の 1 に該当するときは、総会においてその役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第 17 条 役員は、すべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、理事会の議決を得て、会長が定める。

(顧問等)

第 18 条 本会に、顧問を 6 名以内及び参与を 10 名以内置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

4 顧問は、事業遂行上重要な事項につき、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べるることができる。

5 参与は、本会の業務につき、会長の相談に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べるることができる。

6 顧問及び参与の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(総 会)

第 20 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 2 か月以内に招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき招集する。

4 会長は、総会員の 2 分の 1 以上から又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第 21 条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の 10 日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第 22 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他重要事項

(総会の定足数等)

第 23 条 会員は、それぞれ 1 個の表決権を有する。

2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 24 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席会員 2 名以上がこれに署名押印するものとする。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 会員数及び出席者数

(3) 議事の経過の概要及びその結果

3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(理事会)

第 26 条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

(理事会の議決事項)

第 27 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 会務の執行に関する事項

(2) 総会に提出する議案

(3) 総会によって委任された事項

(4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項

(5) その他の重要事項

2 前項第 4 号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(常任理事会)

第 28 条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、常務理事及び常任理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき招集する。

(常任理事会の議決事項)

第 29 条 常任理事会は、次の事項を議決する。

(1) 理事会に提出する議案

(2) 理事会によって委任された事項

(3) その他会長が必要と認められた事項

(規定の準用)

第 30 条 第 23 条から第 25 条までの規定は、理事会及び常任理事会に準用する。

第 5 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第 31 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 32 条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 34 条 本会の資産は、会費、入会金及びその他の収入から成るものとする。

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第 36 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(会計書類等)

第 37 条 会長は、毎事業年度終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の 30 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に関する決算書類

(3) その他必要な附属書類

(4) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の書類及び報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

(長期借入金)

第 38 条 本会が予算に基づき資金の借入れをしようとするときは、その借入れた年度内に償還する短期借入金を除き、総会の議決を経、国土交通大臣に届出なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 40 条 本会は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 41 条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
- 2 本会設立当初の事業年度は、第 31 条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和 50 年 3 月 31 に終わるものとする。
- 3 本会設立当初の役員は、第 13 条の規定にかかわらず、設立の総会において選任されたものとする。
- 4 本会設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。